

島交指甲第600号  
令和5年9月28日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

車検拒否制度の運用について（例規通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の7に規定される、放置違反金及び放置違反金未納に伴い発生した延滞金（以下「放置違反金等」という。）を滞納し都道府県公安委員会により督促を受けた自動車の使用者が、国土交通省又は軽自動車検査協会（以下「国土交通省等」という。）による継続検査又は構造等変更検査時、放置違反金等を納付し、又は徴収されていなければ自動車検査証の返付を受けることができない制度（以下「車検拒否制度」という。）に関しては、これまで放置違反金等に関する車検拒否制度の運用等について（平成18年5月18日島交指甲第334号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により運用してきたところであるが、今後は、下記のとおり実施することとしたので、運用に誤りのないようになりたい。

なお、旧例規通達は、令和5年9月27日限り、その効力を失う。

#### 記

#### 1 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会への対応は、次によることとし、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても同様とすること。

##### (1) 自動車使用者又はその代理人からの照会

自動車使用者又はその代理人からの照会は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）又は警察署において次のとおり対応すること。

ア 放置違反金滞納情報照会は来庁による照会のみを受理することとし、受理する際は、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（様式第1号）の提出を求め、自動車使用者本人の場合は身分証明書等により本人確認を行い、代理人の場合は本人確認に併せて委任状（任意様式。以下同じ。）の提出を求めること。

イ 受理後は、放置駐車違反管理システムによる調査結果を、次のとおり回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が車検証返付拒否対象である場合は、放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（様式第2号）により回答すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が車検証返付拒否対象でない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象でない旨を口頭で回答すること。

##### (2) 自動車整備事業者からの照会

継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を運用している。

インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車についての照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会は、交通指導課又は警察署において次のとおり対応すること。

ア 照会者が継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者であることを確認の上、放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書（別添1。以下「照会書兼同意書」という。）又は放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書及び承諾書（別添2。以下「照会書兼同意書及び承諾書」という。）のいずれかの提示を求めること。

イ 提示された照会書兼同意書、又は照会書兼同意書及び承諾書の同意書署名欄に自動車使用者の署名があるかなど、不備がないことを確認し、放置駐車違反管理システムによる調査結果を、次のとおり回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が車検証返付拒否対象である場合は、放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）（様式第3号）に必要事項を記載して照会者に交付すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が車検証返付拒否対象でない場合は、その旨を口頭で回答すること。

ウ 提示された照会書兼同意書又は照会書兼同意書及び承諾書については複写し、複写したもので決裁を行い、所属において保存すること。

なお、提示を受けた原本は、自動車整備事業者が保管することとなっているので、確実に返却すること。

エ ファクシミリによる照会については、交通指導課が対応することとし、イに準じて回答すること。

なお、ファクシミリによる照会が警察署になされた場合は、速やかに交通指導課に引き継ぐこと。

### (3) 電子化された自動車検査証情報に係る照会

電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）の券面には、有効期間、使用者住所及び所有者情報が記載されないため、インターネット接続による通信環境において、国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」で、電子車検証のICタグを読み取ることにより車検証情報を確認することができるほか、当

該車両が自動車検査証の返付拒否の対象となる可能性がある場合には、その旨を表示する機能を有することから、同アプリを確認した者からの問合せがある可能性がある。問合せがあった場合は、(1)又は(2)に準じて回答すること。

## 2 納付書の再発行

放置違反金等の納付書を紛失した者又は使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者に対する納付書の再発行については、交通指導課において行うこと。

なお、警察署に再発行の申出がなされた場合は、速やかに交通指導課に引き継ぐこと。

### (1) 窓口による納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行の申出があった場合、身分証明書等による本人確認を行い、その者が代理人（自動車整備事業者を含む。以下同じ。）の場合は本人確認に併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

### (2) 郵送による納付書の再発行

郵送により放置違反金等の納付書の再発行を希望する者に対し身分証明書の写しを同封させるなどして本人確認を行い、その者が代理人の場合は本人確認に併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行し郵送すること。

## 3 放置違反金等の領収

放置違反金等を現金で納付することを希望する者に対しては、交通指導課又は警察署において次のとおり対応すること。

(1) 放置違反金等を現金で納付することを希望する者に対し身分証明書等による本人確認を行い、代理人の場合は本人確認に併せて委任状の提出を求めるとともに納付・徴収済確認書交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）を提出させること。

(2) 放置駐車違反管理システムにより納付命令事実の有無を確認し、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の規定により、当該放置違反金等に相当する額の現金を交通指導課にあつては収入分任出納員が、警察署にあつては出納員が領収し、同規則に基づく領収証書を交付すること。

(3) 領収後、納付・徴収済確認書（様式第5号。以下「納付済確認書」という。）を交付すること。

## 4 納付書に添付されている領収書及び納付済確認書の再発行

放置違反金等を納付した者が、紛失等により納付書に添付されている領収書及び納付済確認書の再発行を希望する場合は、交通指導課又は警察署において次のとおり対応すること。

(1) 納付書に添付されている領収書及び納付済確認書の再発行を求める者に対し、交付申請書の提出を求め、その者が本人の場合は身分証明書等により本人確認を行い、代理人の場合は本人確認に併せて委任状の提出を求めること。

なお、代理人が自動車整備事業者である場合は、照会書兼同意書又は照会書兼同意書及び承諾書を委任状に代えることができる。

- (2) 受理後は、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付済確認書を作成し交付すること。
  - (3) 他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付済確認書の再発行については、当該他の都道府県公安委員会への申請を教示すること。
- 5 問合せ等への対応
- 各警察署に車検拒否制度に関する問合せ等があった場合は、交通指導課に連絡の上、連携して対応すること。

別添 〔略〕

様式 〔略〕